

証券コード 7412

平成28年5月30日

株 主 各 位

名古屋市中区錦二丁目2番2号

**株式会社アトム**

代表取締役社長 小 澤 俊 治

## 第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月15日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市熱田区熱田西町1番1号  
名古屋国際会議場 センチュリーホール

### 株主総会お土産配布の中止について

本年から株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性の観点から配布をとりやめさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第45期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第45期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件  
**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
**第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.atom-corp.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ・事業報告の株式の状況の優先株式の内容、新株予約権等の状況、会社の支配に関する基本方針、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.atom-corp.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知および添付書類には、記載しておりません。
- なお、会計監査人、監査役が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している事業報告の株式の状況の優先株式の内容、新株予約権等の状況、会社の支配に関する基本方針、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表となります。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における連結業績は、売上高は528億30百万円（前期比4.6%増）、営業利益は31億19百万円（同5.2%減）、経常利益は31億80百万円（同4.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億79百万円（同34.4%増）となり、売上高は4期連続で過去最高を達成しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても3期連続の増益となりました。

当連結会計年度において新規出店を25店舗、ブランド変更を6店舗、改装を10店舗行い、不採算店11店舗および契約終了により2店舗を閉鎖し、当連結会計年度末の店舗数は485店舗（直営店467店舗、F C店18店舗）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

##### (i) レストラン事業

レストラン事業につきましては、新店23店舗（「ステーキ宮」16店舗、「カルビ大将」3店舗、「かつ時」2店舗、「にぎりの徳兵衛」2店舗）をオープンし、ブランド変更を4店舗（「いろはにほへと」から「ステーキ宮」へ2店舗、「韓の食卓」から「かつ時」へ1店舗、「てっかまる」から「にぎりの徳兵衛」へ1店舗）、改装を10店舗（「ステーキ宮」5店舗、「にぎりの徳兵衛」2店舗、「味のがんこ炎」2店舗、「かつ時」1店舗）、不採算店2店舗（「ステーキ宮」1店舗、「カルビ大将」1店舗）および契約終了により1店舗（「ラパウザ」）の閉鎖を行い、当連結会計年度末の店舗数は274店舗となりました。

以上の結果、レストラン事業の当連結会計年度の売上高は、341億1百万円（前期比10.9%増）となりました。

(ii) 居酒屋事業

居酒屋事業につきましては、新店2店舗（「いろはにほへと」1店舗、「寧々家」1店舗）をオープンし、ブランド変更を2店舗（「いろはにほへと」から「寧々家」へ1店舗、「北海道」から「いろはにほへと」へ1店舗）、不採算店9店舗（「北海道」2店舗、「いろはにほへと」2店舗、「春花秋灯」1店舗、「TAPA」1店舗、「鳥の蔵」1店舗、「熱演食堂」1店舗、「NIJYU-MARU」1店舗）および契約終了により1店舗（「春花秋灯」）の閉鎖を行い、当連結会計年度末の店舗数は161店舗となりました。

以上の結果、居酒屋事業の当連結会計年度の売上高は、152億38百万円（前期比6.0%減）となりました。

(iii) エンターテインメント事業

エンターテインメント事業につきましては、当連結会計年度末の店舗数は32店舗となりました。

以上の結果、エンターテインメント事業の当連結会計年度の売上高は27億84百万円（前期比4.8%減）となりました。

(iv) その他の事業

その他の事業につきましては、当連結会計年度末の店舗数はF C店18店舗となりました。

以上の結果、その他の事業の当連結会計年度の売上高は7億5百万円（前期比13.8%増）となりました。

セグメント別売上高は次表のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメント	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	構成比	金額	構成比
レストラン事業	30,763	60.9%	34,101	64.6%
居酒屋事業	16,208	32.1	15,238	28.8
エンターテインメント事業	2,925	5.8	2,784	5.3
その他の事業	620	1.2	705	1.3
合計	50,518	100.0	52,830	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の主なものは新規出店、ブランド変更および改装で、設備投資総額は43億65百万円となりました。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成24年度 (第42期)	平成25年度 (第43期)	平成26年度 (第44期)	平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	40,601	45,020	50,518	52,830
経 常 利 益 (百万円)	2,529	3,159	3,340	3,180
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	921	1,050	1,324	1,779
1株当たり当期純利益 (円)	4.99	5.50	6.79	9.28
総 資 産 (百万円)	29,150	33,199	34,023	34,911
純 資 産 (百万円)	11,716	14,545	15,506	16,161

- (注) 1. 第43期(平成25年10月1日付)において、株式会社アトム北海道を連結子会社化しております。
2. 第43期において、転換社債型新株予約権付社債の株式転換により、1,100百万円を資本金に組入しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成24年度 (第42期)	平成25年度 (第43期)	平成26年度 (第44期)	平成27年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	40,593	42,301	44,976	47,082
経 常 利 益 (百万円)	2,494	3,009	3,335	3,068
当 期 純 利 益 (百万円)	899	1,119	1,694	1,689
1株当たり当期純利益 (円)	4.85	5.89	8.82	8.79
総 資 産 (百万円)	28,940	31,827	32,986	33,806
純 資 産 (百万円)	11,529	14,426	15,757	16,323

- (注) 第43期において、転換社債型新株予約権付社債の株式転換により、1,100百万円を資本金に組入しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

会社名	資本金	当社株式の議決権比率	主要な事業
株式会社コロワイド	14,030百万円	51.2 %	飲食業

株式会社コロワイドは、当社の普通株式93,544千株（議決権比率51.2%）を保有しており、当社の親会社であります。

株式会社コロワイドはコロワイドグループの中核会社であり、同グループは直営飲食店チェーン、F C事業の多店舗展開、カラオケハウスチェーン、各種食料品および製造・加工品等の提供等の事業を営んでおり、当社は直営飲食店チェーン事業、F C事業の多店舗展開事業、カラオケハウスチェーン事業の一部を担当しております。当社の事業は同グループの主力事業と重複しており、相互協力体制にあります。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業
株式会社アトム北海道	10百万円	100.0 %	北海道における飲食店チェーンの経営
株式会社エムワイフーズ	90百万円	100.0 %	宮のたれ製造・販売
株式会社宮地ビール	40百万円	100.0 %	酒類の販売

### (4) 対処すべき課題

今後の外食産業の見通しにつきましては、人口減少や少子高齢化による市場縮小により厳しい環境が続くものと考えられます。

このような状況の中、当社グループといたしましては顧客満足度、集客力の向上、同業他社との競争力の強化を軸とした売上および利益の増加を目標としております。この目標達成のために、以下の課題に取り組んでまいります。

#### ① 人材の育成

当社におきましては、飲食事業を中心としており、店舗の運営のためには人材の確保と運営能力向上が重要な課題となります。

新卒・中途・地域限定社員および準社員（パート・アルバイト）の採用を積極的に行うとともに、女性の採用・活躍を推進し、教育、研修の強化を図り、お客様に「楽しかった、おいしかった」と喜ばれる従業員の育成に取り組んでまいります。

#### ② 安全・安心な商品の開発提供

食の安全が重視される中、お客様に安全・安心な料理を提供することは飲食事業の継続にとって重要な課題となります。

当社グループとしましては、産地、加工工程、添加物などの食材の情報の確保、仕入から提供までの衛生管理の強化に取り組んでまいります。

#### ③ 主力業態の地域拡大と出店数の増大

ステーキ宮を中心とした主力業態の地域拡大および出店数増大に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、直営・FC飲食チェーン（カラオケ店含む）の経営を主要事業としております。

セグメント	ブランド	業態
レストラン業	ステーキ宮	ステーキ・ハンバーグ
	にぎりの徳兵衛	すし
	カルビ大将	焼肉
	味のがんこ炙・がんこ亭	焼肉
	海鮮アトムボーイ	すし
	えちぜん	和食
	韓の食卓	焼肉
	かつ時	とんかつ
	廻転寿司アトムボーイ	すし
	濱ふうふう	しゃぶしゃぶ
	ラバウザ	パスタ・ピザ
	廻転すし海へ	すし
	和牛ステーキ桜	ステーキ・ハンバーグ
ら行風神社中	ラーメン	
居酒屋業	いろはにほへと	居酒屋
	寧々家	居酒屋
	和処ダイニング暖や	居酒屋
	居食・炭火ダイニング暖	居酒屋
	甘太郎	居酒屋
	N I J Y U - M A R U	居酒屋
	轟真屋	居酒屋
	海へ	居酒屋
	春花秋灯	居酒屋
鳥の蔵	居酒屋	
菱箸	居酒屋	
エンターテインメント事業	時遊館	カラオケ

(6) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

- ① 本店 愛知県名古屋市中区
- ② 宇都宮支店 栃木県宇都宮市不動前
- ③ 東北営業本部 宮城県仙台市青葉区
- ④ 北陸営業所 福井県福井市大宮
- ⑤ 主要な子会社営業所 株式会社アトム北海道 (本社:愛知県名古屋市中区、北海道営業本部:北海道札幌市白石区)
- ⑥ 店舗 (子会社店舗含む) 直営467店舗 F C 18店舗

地 域	直 営 店 舗 数	F C 店 舗 数	合 計
北 海 道	66店	—	66店
青 森 県	10店	—	10店
岩 手 県	13店	—	13店
宮 城 県	31店	—	31店
秋 田 県	12店	—	12店
山 形 県	15店	—	15店
福 島 県	26店	—	26店
茨 城 県	26店	—	26店
栃 木 県	29店	—	29店
群 馬 県	8店	—	8店
埼 玉 県	6店	—	6店
千 葉 県	5店	—	5店
東 京 都	1店	—	1店
神 奈 川 県	1店	—	1店
新 潟 県	13店	—	13店
富 山 県	4店	—	4店
石 川 県	7店	—	7店
福 井 県	24店	1店	25店
山 梨 県	3店	—	3店
長 野 県	16店	—	16店
岐 阜 県	28店	5店	33店
静 岡 県	22店	—	22店
愛 知 県	74店	10店	84店
三 重 県	8店	2店	10店
滋 賀 県	6店	—	6店
京 都 府	3店	—	3店
大 阪 府	6店	—	6店
兵 庫 県	2店	—	2店
奈 良 県	2店	—	2店
合 計	467店	18店	485店



(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レストラン事業	633 (2,151) 名	69名増 (227名増)
居酒屋事業	329 (1,019) 名	3名減 (44名減)
エンターテインメント事業	50 (140) 名	7名増 (－)
その他の事業	2 (8) 名	2名減 (2名増)
全社	217 (6) 名	17名増 (－)
合計	1,231 (3,324) 名	88名増 (185名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数には契約社員および嘱託社員が含まれております。
3. 全社と記載されている使用人数は、本部に所属しているものであります。

また、企業集団の使用人数の男女別の内訳は次のとおりです。

男女区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
男性	1,047名	38名増
女性	184名	50名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,071 (2,981) 名	92名増 (161名増)	37.9歳	6.9年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数には契約社員および嘱託社員が含まれております。
3. 平均年齢および平均勤続年数は正社員のみを平均値を記載しております。

また、当社の使用人数の男女別の内訳は次のとおりです。

男女区分	使用人数	前事業年度末比増減
男性	897名	42名増
女性	174名	50名増

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 足 利 銀 行	990百万円
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	495
株 式 会 社 東 和 銀 行	492
株 式 会 社 栃 木 銀 行	479
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	429

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

<普通株式>

- (1) 発行可能株式総数 290,999,968株  
 (2) 発行済株式の総数 183,136,621株  
 (3) 株主数 139,075名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)					合計	持株比率 (%)
	普通株式	第1回 優先株式	第2回 優先株式	第3回 優先株式	第4回 優先株式		
株式会社コロワイド	93,544,166	9,000,000	5	5	10	102,544,186	53.50
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	597,300	—	—	—	—	597,300	0.31
株式会社東和銀行	589,800	—	—	—	2	589,802	0.31
株式会社足利銀行	500,988	—	—	—	—	500,988	0.26
株式会社栃木銀行	391,500	—	2	2	6	391,510	0.20
JP MORGAN CHASE BANK 385151	359,347	—	—	—	—	359,347	0.19
井上ヒロ子	347,138	—	—	—	—	347,138	0.18
メリルリンチ日本証券株式会社	319,600	—	—	—	—	319,600	0.17
STATE STREET BANK-WEST PENSION FUND CLIENTS-EXEMPT 505233	283,400	—	—	—	—	283,400	0.15
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	275,101	—	—	—	—	275,101	0.14

(注) 1. 当社は、自己株式を470,671株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式 (470,671株) を控除して計算しております。

<優先株式>

### I 第1回優先株式

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 9,000,000株  
 (3) 株主数 1名  
 (4) 株主名 株式会社コロワイド

### II 第2回優先株式

- (1) 発行可能株式総数 7株  
 (2) 発行済株式の総数 7株  
 (3) 株主数 2名  
 (4) 株主名 株式会社コロワイド  
 株式会社栃木銀行

III 第3回優先株式

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7株                    |
| (2) 発行済株式の総数 | 7株                    |
| (3) 株主数      | 2名                    |
| (4) 株主名      | 株式会社コロワイド<br>株式会社栃木銀行 |

IV 第4回優先株式

- |              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 18株                               |
| (2) 発行済株式の総数 | 18株                               |
| (3) 株主数      | 3名                                |
| (4) 株主名      | 株式会社コロワイド<br>株式会社栃木銀行<br>株式会社東和銀行 |

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（注1）	小澤俊治	
常務取締役	太田一義	管理本部長
取締役	伊藤文暁	人事総務本部長
取締役	斎藤紀幸	営業管理本部長
取締役（注2、6）	才門麻子	株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセ代表取締役 カッパ・クリエイト株式会社社外取締役
取締役（注2、6）	小川高正	ユニー株式会社取締役 ユニーグループ・ホールディングス株式会社取締役常務執行役員
常勤監査役	中林滋宜	
監査役（注3、6）	豊田裕之	大宝産業株式会社顧問
監査役（注3、5、6）	加納敏孝	公認会計士加納会計事務所所長 有限会社真栄ビジネス代表取締役社長 ダイナバック株式会社社外監査役

- (注) 1. 小澤俊治氏は、当社の代表取締役であります。  
 2. 取締役才門麻子氏および取締役小川高正氏は、社外取締役であります。  
 3. 監査役豊田裕之氏および監査役加納敏孝氏は、社外監査役であります。  
 4. 当事業年度の取締役の異動は次のとおりであります。  
 平成27年6月17日開催の第44回定時株主総会において、新たに才門麻子氏および小川高正氏は取締役に選任され就任いたしました。  
 5. 監査役加納敏孝氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・監査役加納敏孝氏は、公認会計士の資格を有しております。  
 6. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取（うち社外取締役）	6名 (2)	69百万円 (6)
監（うち社外監査役）	3 (2)	14 (4)
合計	9	83

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第25回定時株主総会において月額150万円以内と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第20回定時株主総会において月額200万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役才門麻子氏は、株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセの代表取締役およびカッパ・クリエイト株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役小川高正氏は、ユニー株式会社の取締役およびユニーグループ・ホールディングス株式会社の取締役常務執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役豊田裕之氏は、大宝産業株式会社の顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加納敏孝氏は、公認会計士加納会計事務所の所長、有限会社真栄ビジネスの代表取締役社長およびダイナパック株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 才門 麻子	平成27年6月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。主に経営者の見地や女性の視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 小川 高正	平成27年6月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 豊田 裕之	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に当社の営業政策・法務について発言を行っております。
監査役 加納 敏孝	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。主に公認会計士の見地から発言を行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、監査人から引受事務幹事会社への書簡の作成業務および国際会計基準の適用に係る支援・助言業務を委託しております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を企業経営の重要な柱と考え、財務体質の強化を図りながら、業績に連動した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開に活用し、企業価値の向上に資する所存であります。

当期につきましては、上記方針に基づき、業績状況も考慮し、普通株式の期末配当を1株当たり2円とさせていただきます。

なお、次期の配当については、普通株式1株当たり2円の期末配当を予定しておりますが、更なる業績拡大を図り、増配等による株主様への積極的な利益還元を行っていく所存であります。



## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,102</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,234</b>
現金及び預金	4,038	買掛金	3,198
売掛金	684	1年内返済予定の長期借入金	2,214
商 品	20	リ ー ス 債 務	1,004
原材料及び貯蔵品	380	未 払 金	2,598
繰延税金資産	213	未 払 法 人 税 等	1,091
そ の 他	764	未 払 消 費 税 等	359
<b>固 定 資 産</b>	<b>28,809</b>	賞 与 引 当 金	140
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>19,156</b>	販 売 促 進 引 当 金	391
建物及び構築物	12,617	そ の 他	236
土 地	3,595	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,515</b>
工具、器具及び備品	285	長 期 借 入 金	3,483
リ ー ス 資 産	2,605	リ ー ス 債 務	2,003
建設仮勘定	7	資 産 除 去 債 務	1,289
そ の 他	43	そ の 他	738
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>936</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>18,749</b>
の れ ん	839	<b>純 資 産 の 部</b>	
そ の 他	96	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,168</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>8,716</b>	資 本 金	4,073
投資有価証券	835	資 本 剰 余 金	7,116
敷金及び保証金	6,530	利 益 剰 余 金	5,168
繰延税金資産	1,048	自 己 株 式	△189
そ の 他	374	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△7</b>
貸倒引当金	△73	その他有価証券評価差額金	△7
<b>資 産 合 計</b>	<b>34,911</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,161</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>34,911</b>

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		52,830
売 上 原 価		16,958
売 上 総 利 益		35,872
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		32,752
営 業 利 益		3,119
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	40	
不 動 産 賃 貸 料	425	
そ の 他	79	544
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	172	
不 動 産 賃 貸 原 価	298	
そ の 他	12	483
経 常 利 益		3,180
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10	
受 取 補 償 金	197	208
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	377	
減 損 損 失	531	
そ の 他	100	1,009
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,379
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,134	
法 人 税 等 調 整 額	△534	600
当 期 純 利 益		1,779
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,779

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,364</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,401</b>
現 金 及 び 預 金	3,571	買 掛 金	2,900
売 掛 金	583	1年以内返済予定の長期借入金	2,214
商 品	0	リ ー ス 債 務 金	919
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	333	未 払 金	2,243
前 払 費 用	553	未 払 法 人 税 等	1,071
繰 延 税 金 資 産	190	未 払 消 費 税 等	314
そ の 他	132	前 受 り 金	60
<b>固 定 資 産</b>	<b>28,441</b>	預 り 金	46
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>16,812</b>	前 受 収 益	89
建 物	9,985	賞 与 引 当 金	126
構 築 物	835	販 売 促 進 引 当 金	391
工 具 、 器 具 及 び 備 品	209	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,081</b>
土 地	3,469	長 期 借 入 金	3,483
リ ー ス 資 産	2,305	リ ー ス 債 務 金	1,742
建 設 仮 勘 定	7	長 期 未 払 金	177
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>162</b>	預 り 保 証 金	475
の れ ん	65	資 産 除 去 債 務	1,183
借 地 権	57	そ の 他	19
そ の 他	39	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,483</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>11,467</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投 資 有 価 証 券	835	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,330</b>
関 係 会 社 株 式	1,515	資 本 金	4,073
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,153	資 本 剰 余 金	7,116
破 産 更 生 債 権 等	46	資 本 準 備 金	1,400
長 期 前 払 費 用	249	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,716
敷 金 及 び 保 証 金	5,795	利 益 剰 余 金	5,329
繰 延 税 金 資 産	914	利 益 準 備 金	128
そ の 他	29	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,201
貸 倒 引 当 金	△73	繰 越 利 益 剰 余 金	5,201
<b>資 産 合 計</b>	<b>33,806</b>	自 己 株 式	△189
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△7
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△7
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,323</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>33,806</b>

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		47,082
売 上 原 価		15,396
売 上 総 利 益		31,686
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		28,720
営 業 利 益		2,966
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	77	
不 動 産 賃 貸 料	425	
そ の 他	66	569
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	156	
不 動 産 賃 貸 原 価	298	
そ の 他	11	466
経 常 利 益		3,068
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10	
受 取 補 償 金	15	25
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	219	
減 損 損 失	474	
そ の 他	100	794
税 引 前 当 期 純 利 益		2,299
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,104	
法 人 税 等 調 整 額	△493	610
当 期 純 利 益		1,689

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社 ア ト ム  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	和	俊	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗	田		渉	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	口	靖	仁	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アトムの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アトム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社 ア ト ム  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 和 俊	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗 田 渉	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 口 靖 仁	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アトムの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査の方法及び結果の報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事務所・工場を訪問して事業の実態を調査し、事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の実行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

株式会社アトム 監査役会

常勤監査役 中 林 滋 宜 ㊟

社外監査役 豊 田 裕 之 ㊟

社外監査役 加 納 敏 孝 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、現行定款第40条第2項を変更するものであります。なお、現行定款第40条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略) (機関の設置)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関の設置)
第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、</u> <u>監査役会</u> および会計監査人を置く。	第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等</u> <u>委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)



現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="432 504 724 528">第2章の2 A種優先株式</p> <p data-bbox="384 551 576 575">(A種優先配当金)</p> <p data-bbox="368 598 782 1126">第12条の2 当社は、第43条に定める剰余金の配当金を支払うときは、A種優先株式を有する株主（以下、A種優先株主という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録質権者という。）に先立ち、A種優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下、A種優先配当金という。）を支払う。</p> <p data-bbox="395 1137 719 1162">A種優先配当金=200円×2%</p> <p data-bbox="368 1184 782 1462">② 当社は、第43条に定める金銭の分配を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、A種優先中間配当金という。）を支払う。</p> <p data-bbox="368 1485 549 1509">③ （条文省略）</p> <p data-bbox="368 1532 762 1556">第12条の3～第12条の10（条文省略）</p> <p data-bbox="384 1579 692 1603">(A種優先配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="368 1626 782 1729">第12条の11 第41条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p data-bbox="871 504 1163 528">第2章の2 A種優先株式</p> <p data-bbox="823 551 1015 575">(A種優先配当金)</p> <p data-bbox="807 598 1220 1126">第12条の2 当社は、第40条に定める剰余金の配当金を支払うときは、A種優先株式を有する株主（以下、A種優先株主という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録質権者という。）に先立ち、A種優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下、A種優先配当金という。）を支払う。</p> <p data-bbox="834 1137 1158 1162">A種優先配当金=200円×2%</p> <p data-bbox="807 1184 1220 1462">② 当社は、第40条に定める金銭の分配を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、A種優先中間配当金という。）を支払う。</p> <p data-bbox="807 1485 1011 1509">③ （現行どおり）</p> <p data-bbox="807 1532 1211 1556">第12条の3～第12条の10（現行どおり）</p> <p data-bbox="823 1579 1131 1603">(A種優先配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="807 1626 1220 1729">第12条の11 第41条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章の3 B種優先株式 第12条の12～第12条の22 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条の2 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章の3 B種優先株式 第12条の12～第12条の22 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条の2 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 当社の取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 当社の取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第36条</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 当社の取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。<u>ただし、議決につき特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その議決によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	第30条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
	第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもつて行ふ。ただし、決議につき特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	第33条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第37条～第38条 (条文省略)	第34条～第35条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第39条 当会社の会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第36条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役、社外監査役</u>および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、<u>社外取締役</u>については500万円以上、<u>社外監査役</u>に関しては500万円以上、<u>会計監査人</u>については3,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第7章 取締役および会計監査人の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>については500万円以上、<u>会計監査人</u>については3,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役全員（6名）が任期満了となります。また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	おざわとしはる 小澤俊治 (昭和44年2月1日生)	平成5年4月 ㈱コロナ入社 平成14年1月 同社「NIJYU-MARU」事業部長 平成16年11月 アムゼ㈱(現：当社) 代表取締役 平成19年3月 ㈱ジクト(現：当社) 取締役副社長 平成20年5月 同社代表取締役社長 平成21年3月 当社代表取締役副社長 平成23年4月 当社代表取締役社長(現任)	普通株式 5,000株
2	おおたかずよし 太田一義 (昭和28年12月15日生)	昭和59年3月 グリーンビデオセンター㈱(現：当社) 入社 平成5年5月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成18年6月 ㈱宮(現：当社) 取締役経理・人事・システム担当 平成21年3月 当社取締役管理本部長 平成24年3月 当社常務取締役管理本部長(現任)	普通株式 6,000株
3	いとうふみあき 伊藤文暁 (昭和38年3月3日生)	昭和61年9月 当社入社 平成11年4月 当社人事部長 平成20年6月 当社取締役人事グループマネージャー 平成20年10月 当社取締役総務・人事担当 平成21年3月 当社取締役第一管理部長 平成23年4月 当社取締役総務人事担当 平成26年10月 当社取締役人事総務本部長(現任)	普通株式 4,000株
4	さいとうのりゆき 斎藤紀幸 (昭和42年4月3日生)	平成9年5月 アムゼ㈱(現：当社) 入社 平成19年4月 ㈱ジクト(現：当社) 店舗開発部部长 平成22年4月 当社執行役員ジクトカンパニー営業管理部長 平成23年4月 当社執行役員営業管理本部長 平成25年6月 当社取締役営業管理本部長(現任)	普通株式 2,900株

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

**第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	なかばやししげのり 中林 滋 宜 (昭和27年4月9日生)	昭和50年4月 ㈱北陸銀行入行 平成17年1月 当社入社 平成17年8月 当社管理副本部長 平成17年12月 ㈱がんこ炎(現:当社) 社外取締役 平成18年5月 同社取締役管理本部長 平成18年6月 当社取締役管理部長 平成20年10月 当社取締役管理本部長 平成21年3月 当社取締役アトムカンパニー営業管理本部長 平成22年6月 当社常勤監査役(現任)	普通株式 1,000株
2	かのうとしたか 加納 敏 孝 (昭和24年3月6日生)	昭和52年4月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ会計事務所入所 昭和56年12月 公認会計士伊藤寛事務所入所 昭和59年8月 公認会計士辻会計事務所入所 平成元年5月 創和監査法人代表社員 平成4年4月 公認会計士加納会計事務所所長(現任) 平成4年4月 有限会社真栄ビジネス代表取締役(現任) 平成6年12月 日本ハイパック㈱(現:ダイナパック㈱) 社外監査役(現任) 平成16年6月 当社監査役(現任)	普通株式 1,155株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	さいもんあさこ 才門麻子 (昭和35年6月22日生)	昭和59年4月 ㈱高島屋入社 平成7年5月 日本コカコーラ㈱リテールマーケティング部次長 平成9年6月 スターバックスコーヒージャパン㈱店舗運営部部長 平成13年12月 B P ジャパン㈱シニアM&Aプロジェクトマネージャー 平成15年1月 アメリカン・エクスプレスインターナショナル Inc. 副社長 平成20年2月 テイクアンドグヴ・ニーズ㈱取締役営業本部長 平成22年8月 ㈱ユー・エス・ジェイフードサービス部部長 平成24年12月 ㈱クラッセ・ドウ・クラッセ代表取締役(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成27年6月 カッパ・クリエイトホールディングス㈱(現:カッパ・クリエイト) ㈱) 社外取締役(現任)	普通株式 一株
4	おがわたかまさ 小川高正 (昭和31年4月2日生)	昭和54年3月 ユニー㈱(現:ユニグループ・ホールディングス)入社 平成16年8月 同社中京本部食品部長 平成20年5月 同社執行役員営業統括本部ユニ営業本部長 平成21年5月 同社取締役執行役員営業統括本部ピアゴ営業本部長 平成24年5月 同社常務取締役常務執行役員営業統括本部ピアゴ営業本部長 平成25年2月 ㈱サークルKサンクス代表取締役専務営業本部、商品本部管掌 平成25年8月 同社代表取締役専務営業統括本部長 平成27年2月 ユニー㈱取締役 平成27年5月 ユニグループ・ホールディングス ㈱取締役常務執行役員 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成28年5月 ㈱UCS取締役(現任)	普通株式 一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 加納敏孝氏、才門麻子氏および小川高正氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由について
- ・加納敏孝氏につきましては、公認会計士、非常勤監査役としての豊富な知識・経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって12年であります。
  - ・才門麻子氏につきましては、企業経営および店舗運営等の豊富な経験と幅広い知識を有しており、また女性の視点を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
  - ・小川高正氏につきましては、企業経営および店舗運営等の豊富な経験と専門的な知識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、社外取締役候補者の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
5. 社外役員との責任限定契約について
- ・当社と加納敏孝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役として締結しておりましたが、同氏が監査等委員である取締役として選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
  - ・当社と才門麻子氏および小川高正氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第25回定時株主総会において、月額15百万円以内と決議いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきまして、現行の月額の定めから年額の定めに改め、当社グループの経営規模の拡大に対応した今後の経営体制の強化等も考慮し、報酬額を年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認されますと4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

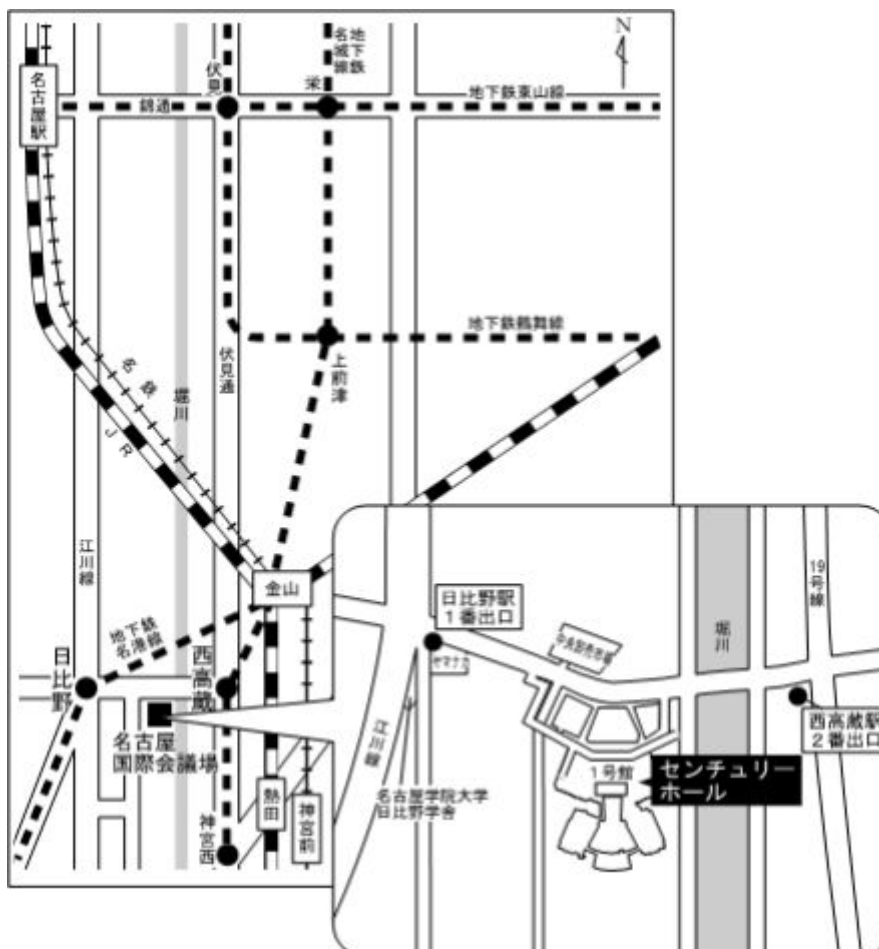
第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認されますと4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図



- 会 場  
名古屋市熱田区熱田西町1番1号  
名古屋国際会議場 センチュリーホール

■ 交通の御案内

- 地下鉄名城線西高蔵駅より徒歩約5分
  - 地下鉄名港線日比野駅より徒歩約5分
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。

